

○経済産業省令第六十三号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日 経済産業大臣 齋藤 健

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

第一条 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（公示の方法）</p> <p>第三条 法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。</p> <p>（探査の結果の報告）</p> <p>第四十四条の十四 法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む）及びその記録）を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を添えて行うこととする。</p> <p>一・二 〔略〕</p>	<p>（公示の方法）</p> <p>第三条 法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示することによつて行う。</p> <p>（探査の結果の報告）</p> <p>第四十四条の十四 法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む）及びその記録）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを添えて行うこととする。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第五十八条の二 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

〔削る〕

第二十六条の二第二項の申請書	様式第三十
第二十六条の二第二項の申請書	様式第三十一
第二十六条の二第三項の届書	様式第三十二
第二十七条の三の届書	様式第三十三
第二十七条の四（第三十三条において準用する場合を含む。）の届書	様式第三十四

2 次各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 法第二十五条第一項の意見書及び同条第二項の書面（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）
- 二 法第二十六条（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項、法第四十五条第三項及び法第八十七条において準用する場合を含む。）の設計書
- 三 第十一条第一項（第二十二條の六、第二十六条において準用する場合を含む。）の届書
- 四 第三十四条（第三十六条において準用する場合を含む。）の申請書
- 五 法第一条第二項の意見書
- 六 第四十一条第二項の申請書
- 七 第四十三条の申請書
- 八 第五十七条第一項の申請書及び理由書

削る

(フレキシブルディスクの構造)
第五十八条の三 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)
第五十八条の四 第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイイル構成については、日本産業規格X六〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 | 第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
第五十八条の五 第五十八条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

削る

(電子情報処理組織による手続の特例)
第五十八条の六 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 一 法第六十二条第四項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への事業再開の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な事業再開届様式に記録すべき事項
- 二 法第六十八条(法第八十七条において準用する場合を含む。)の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業事務所設置の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業事務所設置届様式に記録すべき事項及び最寄りの駅から鉱業事務所までの略図に記載されている事項
- 三 第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項
- 四 第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人変更の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人変更届様式に記録すべき事項

削る

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第二中「その他録理的基礎」を「録音設備が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面の内容(電磁的記録)」に改める。</p> <p>様式第二十九から様式第三十四までを次のように改める。</p> <p>様式第二十九から様式第三十四まで 削除</p> <p>様式第四十四中「光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。</p> <p>(採石法施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>	<p>五 第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人代理権消滅の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人代理権消滅届様式に記録すべき事項</p> <p>六 第三十七条の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への使用等の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な使用等届様式に記録すべき事項</p>
<p>改正後</p> <p>第八条 (登録の申請) [略]</p> <p>2 法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。)であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票(都道府県知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。)</p> <p>五・六 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>第八条 (登録の申請) [略]</p> <p>2 法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。)であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票(都道府県知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。)</p> <p>五・六 [略]</p>

<p>(標識の様式及び記載事項、公衆の閲覧及び公衆の閲覧に供する措置を要しない場合)</p> <p>第八条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第三十三条の十五に規定する公衆の閲覧は、ウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>4 法第三十三条の十五に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合</p> <p>二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>(公示)</p> <p>第二十二條 法第四十一条の規定による処分 の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第二十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第二十二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一八 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(標識の様式および記載事項)</p> <p>第八条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[公示]</p> <p>第二十二條 法第四十一条の規定による処分 の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示することによって行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一八 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p>
---	--

<p>(標識の様式および記載事項)</p> <p>第八条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[公示]</p> <p>第二十二條 法第四十一条の規定による処分 の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示することによって行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一八 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p>	<p>(標識の様式および記載事項)</p> <p>第八条の十九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[公示]</p> <p>第二十二條 法第四十一条の規定による処分 の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示することによって行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第二十四條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一八 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクの構造)</p> <p>第二十五條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p>
--	--

<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>削る</p>	<p>二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ (フレキシブルディスクの記録方式)</p> <p>第二十六条 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p> <p>2 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二二又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>	<p>削る</p>
----------------------------	-----------	---	-----------

様式第19 (第8条の19関係)

<p>岩石採取標識</p>	<p>氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名住所</p>
事務所の名称、所在地及び電話番号	<p>岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図</p>
登録年月日及び登録番号	
採取計画の認可年月日及び認可番号	
採取をする岩石の種類及び数量	
採取の期間	
掘採の方法及び掘採をする土地の面積(平方メートル)	
岩石の採取のための火薬類の使用の有無	
岩石の採取のための機械の種類及び数	
業務管理者の氏名	

様式第十九を次のように改める。

(備考) 標識を岩石採取場の見やすい場所に掲示する場合は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上の大きさとし、地面から50センチメートル以上の高さに設置すること。

様式第二十二中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。
 (武器等製造法施行規則の一部改正)
第三条 武器等製造法施行規則(昭和二十八年通商産業省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(電磁的記録媒体による手続)

第三十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)	様式第十八
第五号の武器製造許可申請書及び添付書類	様式第十九
第八号の武器製造事業承継届出書	様式第二十
第九号第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類	様式第二十一
第十一号第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類	様式第二十二
第十二号第一項の保管規程認可申請書及び保管規程	様式第二十三

- 一 第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)
- 二 第五条の武器製造許可申請書及び添付書類
- 三 第八条の武器製造事業承継届出書
- 四 第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
- 五 第十一条第一項の特定設備新設等許可申請書及び同条第二項第一号に掲げる添付書類
- 六 第十二号第一項の保管規程認可申請書及び保管規程
- 七 第十三号第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
- 八 第十四号の武器製造事業廃止届出書

〔新設〕

第三十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

第十三号第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類	様式第二十四
第十四号の武器製造事業廃止届出書	様式第二十五

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第十七中「フレイクシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。</p> <p>様式第十八から様式第二十五までを削る。</p> <p>(商工会議所法施行規則の一部改正)</p> <p>第四条 商工会議所法施行規則(昭和二十八年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>	<p>〔削る〕</p> <p>第三十六條 第三十四條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p> <p>2 第三十四條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第三十七條 第三十四條のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二二又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>
---	--

<p>一〇八 〔略〕</p> <p>2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。</p>	<p>改正後</p> <p>(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第四条の三 法第十七条第三項(法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第五条の二 法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと</p> <p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十三条 第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。</p>
<p>一〇八 〔略〕</p> <p>2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>	<p>改正前</p> <p>(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第四条の三 法第十七条第三項(法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第五条の二 法第三十九条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第十三条 第一条の申請書並びに同条第二号及び第三号に掲げる添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第十六により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

削る

第十四条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

削る

第十五条 第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

第十三条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

削る

第十六条 第十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二

備考 表中の「」は注記である。

様式第十六及び様式第十七を削る。

第五条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第五十四条 次各号に掲げる書類の提出に

ついては、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

削る

改正前

（フレキシブルディスクによる手続）

第五十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十八（第三十八条第二項の申請書については、様式第十九）のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一 提出者の氏名又は名称
二 提出年月日

法第二条の三第一項の申請書及び同条第二項の事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類（第六条第四項第四号に掲げる定款を除く。）	様式第二十
第九条又は第十四条の二の届出書	様式第二十一
第十条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる書類	様式第二十二
第十一条第一項の申請書及び同条第二項に掲げる添付書類	様式第二十三

備考 表中の「」は注記である。	<p>〔削る〕</p> <p>二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>(フレキシブルディスクの記録方式)</p> <p>第五十六条 第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二三に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X二〇八八附属書一に規定する方式</p> <p>2 第五十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X二〇一及びX二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X二〇二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第五十七条 第五十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>
-----------------	---

様式第十八及び様式第十九中「レキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。
 様式第二十から様式第三十三までを削る。

備考 表中の「」は注記である。	<p>(工業用水道事業法施行規則の一部改正)</p> <p>第六条 工業用水道事業法施行規則(昭和三十三年通商産業省令第百十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条から第二十八条までを削る。</p> <p>様式第二十六から様式第四十までを削る。</p> <p>(商工会法施行規則の一部改正)</p> <p>第七条 商工会法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第五十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 後</th> <th>改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="821 1198 1157 1624"> <p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> </td> <td data-bbox="821 1624 1157 2101"> <p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1198 821 1624"> <p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p> </td> <td data-bbox="231 1624 821 2101"> <p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p>	<p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p>
改 正 後	改 正 前						
<p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第一条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。)第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>						
<p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p>	<p>(監事の意見書に係る電磁的記録)</p> <p>第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。</p>						

第八条 電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>（財務諸表等の備置き及び閲覧等） 第九条の二十 〔略〕</p> <p>2 定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>改正前</p> <p>（財務諸表等の備置き及び閲覧等） 第九条の二十 〔略〕</p> <p>2 定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>改正後</p> <p>（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） 第六条の二 法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録されたものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>（法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録） 第六条の二 法第九条の経済産業省令で定める電磁的記録は、フレキシブルディスクカートリッジ（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に記録されたものとする。</p>

備考 表中の「」は注記である。

第九條 中小企業投資育成株式会社業務処理規則（昭和三十八年通商産業省令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第十條 日本電気計器検定所法施行規則（昭和四十年通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>改正後</p> <p>（電磁的記録媒体による手続） 第二十五条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を提出することにより行うことができる。</p> <p>一～十二 〔略〕</p> <p>2 法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体をもつて行うことができる。</p>	<p>改正前</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続） 第二十五条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一～十二 〔略〕</p> <p>2 法第二十四条の業務方法書の認可を受ける場合は、当該方法書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二のフレキシブルディスク提出票をもつて行うことができる。</p> <p>（フレキシブルディスクの構造） 第二十六条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>（フレキシブルディスクの記録方式） 第二十七条 第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式</p>
<p>〔削る〕</p>	<p>〔削る〕</p>

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第二を削る。</p> <p>第十一條 発電水力流量測定規則の一部改正</p> <p>(発電水力流量測定規則の一部改正)</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>	<p>改正後</p> <p>(電磁的記録媒体による手続)</p> <p>第十五條 第十三條第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を提出することにより行うことができる。</p>
<p>第二十八條 第二十五條のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二二又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 日本電気計器検定所 理事長 名</p> <p>二 提出年月日</p>	<p>改正前</p> <p>(フレキシブルディスクによる手続)</p> <p>第十五條 第十三條第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録したフレキシブルディスク及び様式第五により作成したフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第五を削る。</p>	<p>削る</p>
<p>第十六條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。</p> <p>一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二二号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>(フレキシブルディスクの記録方式)</p> <p>第十七條 第十五條のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、前条第一項第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二三号(平成二年)に、前条第一項第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五号(平成七年)に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五号(平成七年)に規定する方式</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十八條 第十五條のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二二号(昭和六十二年)又はX六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 報告者の氏名</p> <p>二 報告年月日</p>	<p>削る</p>

(ガス事業法施行規則の一部改正)
 第十二条 ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(供給条件の説明等) 第十三条 [略] 2~10 [略] 11 法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12 [略] (書面の交付) 第十四条 [略] 2~4 [略] 5 法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6 [略] (ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得) 第十六条 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>	<p>(供給条件の説明等) 第十三条 [略] 2~10 [略] 11 法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 12 [略] (書面の交付) 第十四条 [略] 2~4 [略] 5 法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6 [略] (ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得) 第十六条 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 [略] 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
第九十三条 [略]
 2 法第三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。
 一 [略]
 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 法 (ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)
第九十八条 ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。
 一・二 [略]
 三 電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法
 2 [略]
 (ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第九十九条 ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
第九十三条 [略]
 2 法第三十一条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録ガス工作物検査機関が定めるものとする。
 一 [略]
 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 法 (ガス小売事業者による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)
第九十八条 ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。
 一・二 [略]
 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法
 2 [略]
 (ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第九十九条 ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一・二 「略」

三 電磁的記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2・3 「略」

備考 表中の「」は注記である。

（石油需給適正化法施行規則の一部改正）

第十三条 石油需給適正化法施行規則（昭和四十九年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（電磁的記録媒体による手続）

第七条 次の各号に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。

〔削る〕

改正後	改正前
<p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第七条 次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>	<p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第七条 次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>
<p>第四条第二項の石油生産計画の届出書</p> <p>第四条第二項の石油輸入計画の届出書</p> <p>第四条第二項の石油販売計画の届出書</p> <p>第四条第三項の石油輸入計画の届出書</p> <p>第四条第三項の石油販売計画の届出書</p>	<p>様式第九</p> <p>様式第十</p> <p>様式第十一</p> <p>様式第十二</p> <p>様式第十三</p> <p>様式第十四</p>

〔削る〕

一 第四条第二項の石油生産計画の届出書

二 第四条第二項の石油輸入計画の届出書

三 第四条第二項の石油販売計画の届出書

四 第四条第三項の石油生産計画の届出書

五 第四条第三項の石油輸入計画の届出書

六 第四条第三項の石油販売計画の届出書

〔新設〕

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第九条 第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイナル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

〔削る〕

一 第四条第二項の石油生産計画の届出書

二 第四条第二項の石油輸入計画の届出書

三 第四条第二項の石油販売計画の届出書

四 第四条第三項の石油生産計画の届出書

五 第四条第三項の石油輸入計画の届出書

六 第四条第三項の石油販売計画の届出書

〔新設〕

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第九条 第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイナル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてなければならない。

<p>〔削る〕</p> <p>（電磁的記録媒体による手続）</p> <p>第四十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）の提出又は次項で定める電磁的方法をもつて行うことができる。</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第八から様式第十四までを削る。</p> <p>（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第十四条 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>〔削る〕</p> <p>第十條 第七條のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>						
<p>〔削る〕</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第四十七条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第四十五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="114 672 391 907"> <p>第九條第三項の申請書及び第二十二條第三項の申請書</p> </td> <td data-bbox="391 672 502 907"> <p>第十三條（第二十六條において準用する場合を含む。）の申出書</p> </td> <td data-bbox="502 672 790 907"> <p>第十四條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の申請書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 907 391 1064"> <p>様式第四十六</p> </td> <td data-bbox="391 907 502 1064"> <p>様式第四十七</p> </td> <td data-bbox="502 907 790 1064"> <p>様式第四十八</p> </td> </tr> </table>	<p>第九條第三項の申請書及び第二十二條第三項の申請書</p>	<p>第十三條（第二十六條において準用する場合を含む。）の申出書</p>	<p>第十四條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の申請書</p>	<p>様式第四十六</p>	<p>様式第四十七</p>	<p>様式第四十八</p>
<p>第九條第三項の申請書及び第二十二條第三項の申請書</p>	<p>第十三條（第二十六條において準用する場合を含む。）の申出書</p>	<p>第十四條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の申請書</p>						
<p>様式第四十六</p>	<p>様式第四十七</p>	<p>様式第四十八</p>						

<p>第三十三條第六項の届出書</p>	<p>第三十三條第五項の届出書</p>	<p>第三十三條第四項第一号に掲げる添付書類</p>	<p>第三十三條第一項の届出書及び同條第四項第一号に掲げる添付書類</p>	<p>第三十二條第五項の届出書</p>	<p>第三十二條第四項の届出書</p>	<p>第三十二條第一項の届出書及び同條第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）</p>	<p>第三十條の届出書</p>	<p>第二十九條の届出書</p>	<p>第二十八條の申請書</p>	<p>第二十七條第一項の申請書</p>	<p>第十八條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の届出書</p>	<p>第十七條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の届出書</p>	<p>第十六條第一項（第二十六條において準用する場合を含む。）の届出書</p>
<p>様式第六十一</p>	<p>様式第六十</p>	<p>様式第五十九</p>	<p>様式第五十八</p>	<p>様式第五十七</p>	<p>様式第五十六</p>	<p>様式第五十五</p>	<p>様式第五十四</p>	<p>様式第五十三</p>	<p>様式第五十二</p>	<p>様式第五十一</p>	<p>様式第五十</p>	<p>様式第四十九</p>	<p>様式第四十八</p>

- 一 第九條第三項の申請書及び第二十二條第三項の申請書
- 二 第十三條(第二十六條において準用する場合を含む)の申出書
- 三 第十四條第一項(第二十六條において準用する場合を含む)の申請書
- 四 第十六條第一項(第二十六條において準用する場合を含む)の申出書
- 五 第十七條第一項(第二十六條において準用する場合を含む)の届出書
- 六 第十八條第一項(第二十六條において準用する場合を含む)の届出書
- 七 第二十七條第一項の申請書
- 八 第二十八條の申請書
- 九 第二十九條の届出書
- 十 第三十條の届出書
- 十一 第三十二條第一項の届出書及び同条第三項の添付書類(同項第二号及び第四号に掲げる書類を除く。)
- 十二 第三十二條第四項の届出書
- 十三 第三十二條第五項の届出書
- 十四 第三十三條第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類

第三十四條第一項の届出書	様式第六十二
第三十四條第三項の届出書	様式第六十三
第三十四條第四項の届出書	様式第六十四
第三十六條第一項の届出書	様式第六十五
第三十九條の届出書	様式第六十六
第四十一條第一項において読み替えて準用される第三十九條の届出書	様式第六十七
第四十一條第二項において読み替えて準用される第三十九條の届出書	様式第六十八

- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

- 十五 第三十三條第五項の届出書
 - 十六 第三十三條第六項の届出書
 - 十七 第三十四條第一項の届出書
 - 十八 第三十四條第三項の届出書
 - 十九 第三十四條第四項の届出書
 - 二十 第三十六條第一項の届出書
 - 二十一 第三十九條の届出書
 - 二十二 第四十一條第一項において読み替えて準用される第三十九條の届出書
 - 二十三 第四十一條第二項において読み替えて準用される第三十九條の届出書
- 2 前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

- [削る]
- [削る]

- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]
- [新設]

(フレキシブルディスクの構造)

第四十八條 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第四十九條 第四十七條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次の各号に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第四十五から様式第六十八までを削る。</p> <p>第十五条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p> <p>2 第四十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いなければならない。</p> <p>（フレキシブルディスクにはり付ける書面）</p> <p>第五十条 第四十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の商号、名称又は氏名</p> <p>二 提出年月日</p>
--	---

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正）</p> <p>第十六条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条から第三十条までを削る。</p> <p>様式第二十七から様式第三十二までを削る。</p>	<p>改正後</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 略</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四十四条 法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 略</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）</p> <p>第五十四条の二 略</p> <p>2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>改正前</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 略</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四十四条 法第十七条の十二第六項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 略</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）</p> <p>第五十四条の二 略</p> <p>2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
---	---

(特定方入消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正)
 第十七条 特定方入消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(財務諸表等の備置き及び閲覧等) 第四条の六 [略]</p> <p>2 資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの(受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(財務諸表等の備置き及び閲覧等) 第四条の六 [略]</p> <p>2 資格講習受講者その他の利害関係人は、指定資格講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定資格講習機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 一三 [略]</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの(受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

備考 表中の「」は注記である。
 第十八条 (深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正) 深海底鉱業暫定措置法施行規則(昭和五十七年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条から第二十九条までを削る。
 様式第十五から様式第二十八までを削る。
 (航空機工業振興法施行規則の一部改正)

第十九条 航空機工業振興法施行規則(昭和六十一年通商産業省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録媒体による手続) 第二十四条 第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ)を提出することにより行うことができる。</p> <p>2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一四 [略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(フレキシブルディスクによる手続) 第二十四条 第九条第一項の航空機等技術向上試験研究認定申請書及び同条第二項の添付書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を様式第四に記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票の正本一通及び写二通を提出することにより行うことができる。</p> <p>2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <p>一 一四 [略]</p> <p>(フレキシブルディスクの構造) 第二十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ) 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 三 (フレキシブルディスクの記録方式) 第二十六条 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記載する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式 二 ポリリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p>

<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>2 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二〇二に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 (フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第二十七条 第二十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>様式第四及び様式第五を削る。 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正) 第二十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。</p>
<p>第二十六条 削除</p> <p>〔削る〕</p>	<p>改正前</p> <p>(磁気ディスク) 第二十六条 前条の規定による磁気ディスクは、次に掲げるものとする。 一 日本産業規格X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ(両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。) 二 光ディスク(日本産業規格X六二八一号(平成二十四年)に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>改正後</p>

<p>(商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正) 第二十一条 商品投資顧問業者の業務に関する省令(平成四年通商産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p>
<p>(投資者の保護に欠ける禁止行為) 第四条 〔略〕 2 〔略〕 3 商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一 〔略〕 二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(投資者の保護に欠ける禁止行為) 第四条 〔略〕 2 〔略〕 3 商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一 〔略〕 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>4 5 7 〔略〕 (情報通信の技術を利用する方法) 第九条 法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 〔略〕 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>4 5 7 〔略〕 (情報通信の技術を利用する方法) 第九条 法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 〔略〕 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>2 3 4 〔略〕</p>	<p>2 3 4 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>別紙様式第二号中「」を削る。</p>

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部改正)
第二十二条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前				
<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第九条の二 法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 [略] 二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ)をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法) 第九条の二 法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 [略] 二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>				
<p>2・3 [略] (電磁的記録媒体による手続) 第十四条 第一条及び第四条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。</p>	<p>2・3 [略] (フレキシブルディスクによる手続) 第十四条 次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p> <table border="1" data-bbox="367 672 478 1052"> <tr> <td>第一条の届出書</td> <td>様式第六</td> </tr> <tr> <td>第四条の届出書</td> <td>様式第七</td> </tr> </table>	第一条の届出書	様式第六	第四条の届出書	様式第七
第一条の届出書	様式第六				
第四条の届出書	様式第七				
<p>[削る] 第十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。 一 日本産業規格X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p>	<p>[削る] 第十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。 一 日本産業規格X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p>				

[削る]
第十六条 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格X六二二五に規定する方式
 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

[削る]
第十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
 一 提出者の氏名又は名称
 二 提出年月日

備考 表中の「」は注記である。
 様式第五から様式第七までを削る。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正)
第二十三条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則(平成七年通商産業省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>(収去証) 第二十五条 法第三十三条第一項の規定により経済産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。</p>		<p>(収去証) 第二十五条 法第三十三条第一項の規定により通商産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。 (フレキシブルディスクによる手続) 第二十七条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第二十六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。</p>	
<p>〔削る〕</p>		<p>第一条の申請書及び同条第三号から第六号までに掲げる添付書類</p>	<p>様式第二十七</p>
<p>第四条第一項の申請書並びに第二条第三号及び第四号に掲げる添付書類</p>		<p>様式第二十八</p>	
<p>第五条第一項の届出書及び同条第二項第三号に掲げる添付書類のうち第二条第三号に掲げる書類</p>		<p>様式第二十九</p>	
<p>第六条の届出書</p>		<p>様式第三十</p>	
<p>第七条第一項の申請書及び同条第三項第一号から第三号までに掲げる添付書類</p>		<p>様式第三十一</p>	

第八条第三項の申請書	様式第三十二
第十条の届出書	様式第三十三
第十一条の届出書	様式第三十四
第十二条の届出書	様式第三十五
第十三条の届出書	様式第三十六
第十四条の届出書	様式第三十七
第十六条第三項(第十八条第三項において準用する場合を含む)の届出書及び第十六条第三項第二号に掲げる添付書類	様式第三十八
第十六条第五項(第十八条第三項及び第十九条第五項において準用する場合を含む)の届出書	様式第三十九
第十七条第二項(第十八条第三項において準用する場合を含む)の届出書及び第十七条第二項第二号に掲げる添付書類	様式第四十
第十九条第三項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十一
第二十条第二項の届出書及び同項第二号に掲げる添付書類	様式第四十二
第二十一条第二項の届出書	様式第四十三
第二十二条第三項の届出書	様式第四十四
第二十三条第三項の届出書	様式第四十五

削る

〔フレキシブルディスクの構造〕
第二十八条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

〔フレキシブルディスクの記録方式〕
第二十九条 第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2
第二十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

〔フレキシブルディスクにはり付ける書面〕
第三十条 第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

削る

〔電子情報処理組織による手続の特例〕
第三十一条 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 一 法第十八条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
- 二 法第二十一条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
- 三 法第二十一条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
- 四 法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
- 五 法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

二 法第二十一条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
三 法第二十一条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
四 法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
五 法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

三 法第二十一条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
四 法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
五 法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

四 法第二十八条の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
五 法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

五 法第二十九条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
六 法第三十条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

六 法第三十条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者
七 法第三十一条第一項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

<p>6 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>12 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>11 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>10 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>改正後</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第二十六から様式第四十五までを削る。</p> <p>(電気事業法施行規則の一部改正)</p> <p>第二十四條 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>6 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>12 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>11 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>10 法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>改正前</p>	<p>續届出様式（様式第二十一）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項</p> <p>六 法第二十九條第二項の規定による經濟産業大臣への届出をしようとする者 經濟産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実績届出様式（様式第二十二）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項</p>
<p>6 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>12 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第二項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>11 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第二項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>10 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十四第二項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(供給条件の説明等)</p> <p>第四十五條の十五 [略]</p> <p>2511 [略]</p> <p>12 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第三條の十五 令第二條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>
<p>6 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>12 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>11 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p> <p>10 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(供給条件の説明等)</p> <p>第四十五條の十五 [略]</p> <p>2511 [略]</p> <p>12 法第二十七條の二十六第三項において読み替えて準用する法第二條の十三第三項の經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第三條の十五 令第二條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて經濟産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>

<p>(登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第四十五条の十八 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)</p> <p>第一百十二条 [略]</p> <p>2 法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第四十五条の十八 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)</p> <p>第一百十二条 [略]</p> <p>2 法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>第二十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正(平成九年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改 正 後</p> <p>第八条 [略]</p> <p>(公衆の閲覧に供する措置を要しない場合)</p> <p>第八条の二 法第七条に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合</p> <p>二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p>
<p>(公衆の閲覧の方法)</p> <p>第八条の三 法第七条の規定による公衆の閲覧は、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>(書面の記載事項等)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法</p> <p>3 [略]</p> <p>(液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十三条の三 令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(委託契約に係る記載事項等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体に契約事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第二十八条の三 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p>	<p>改 正 前</p> <p>第八条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第二十八条の三 令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに契約事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 [略]</p> <p>(液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2 法第十四条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項等を記録したものを交付する方法</p> <p>3 [略]</p> <p>(委託契約に係る記載事項等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(委託契約に係る記載事項等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>(委託契約に係る記載事項等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 法第二十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。	<p>2 電磁的記録媒体に当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)</p> <p>第三十八条の三 保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [略]</p> <p>(保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第三十八条の四 保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(第三項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>	<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもって調整するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)</p> <p>第三十八条の三 保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、保安機関は、当該書面を配布したものとみなす。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [略]</p> <p>(保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得)</p> <p>第三十八条の四 保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(第三項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p>
	<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>

様式第四を次のように改める。
様式第四(第8条関係)

液化石油ガス販売事業者証			
登録番号	年	月	日
氏名又は名称			
代表者の氏名			
販売所の名称及び所在地			

(備考) 1 登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

2 標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大きさとすること。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)
第二十六条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項及び第二条第六項を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除

別紙様式第6を次のように改める。

別紙様式第6 削除

別紙様式第7から別紙様式第12までを削る。

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(電磁的記録媒体による手続)
第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を提出することににより行うことができる。

(フレキシブルディスクによる手続)
第十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及びディスク提出表を提出することにより行うことができる。

第一条の申請書	様式第十三
第二条の申請書	様式第十四
第三条の届出書	様式第十五
第四条の届出書	様式第十六
第五条の届出書	様式第十七
第六条の届出書	様式第十八
第七条の届出書	様式第十九
第八条の届出書	

一 第一条の申請書
 二 第二条の申請書
 三 第四条の申請書

〔新設〕
 〔新設〕
 〔新設〕

四 第五条の申請書
 五 第六条の申請書
 六 第七条の申請書
 七 第八条の申請書

〔削る〕

〔削る〕

〔新設〕
 〔新設〕
 〔新設〕

(フレキシブルディスクの構造)

第十五条

前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本産業規格X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十六条

第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2

第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字の内「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>様式第十二から様式第十九までを削る。 (アルコール事業法施行規則の一部改正)</p> <p>第二十八条 アルコール事業法施行規則(平成十二年通商産業省令第二百九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十三条から第四十六条までを削る。 様式第五十八から様式第百二までを削る。 (経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二十九条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>〔削る〕</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>
<p>改正後</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記</p>	<p>改正前</p> <p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・</p>

<p>録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>254 [略]</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録による交付等)</p> <p>第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [略]</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>デイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>254 [略]</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録による交付等)</p> <p>第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [略]</p> <p>備考 表中の「」は注記である。</p>
---	---

第三十条 有限責任事業組合契約に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第二条 法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p>

(商店街振興組合法施行規則の一部改正)
第三十一条 商店街振興組合法施行規則(平成十九年経済産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 法第二十一条第三項(法第三十五条第八項において準用する場合を含む。)に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。をもちて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>第二条 法第二十一条第三項(法第三十五条第八項において準用する場合を含む。)に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

備考 表中の「」は注記である。

(輸出入取引法施行規則の一部改正)
第三十二条 輸出入取引法施行規則(平成十九年経済産業省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第八条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。)に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。をもちて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第八条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項(法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。)に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

(株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則の一部改正)
第三十三条 株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則(平成二十五年経済産業省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書面をもつて作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第四条 法第十八条第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構(以下この条において「機構」という。)は、その書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた</p>	<p>(書面をもつて作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第四条 法第十八条第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構(以下この条において「機構」という。)は、その書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた</p>

<p>電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p>	<p>電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p>	<p>電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」は注記である。</p>

第二十四条 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>(書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第六十一条 法第九十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置</p>	<p>改正前</p> <p>(書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例)</p> <p>第六十一条 法第九十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置</p>
--	--

○経済産業省令第六十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(平成十六年法律第百四十三号) 第四条第六項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

第五条 (第一種特定原産地証明書の発給の審査)

第五條 [略]

第五条 (第一種特定原産地証明書の発給の審査)

第五條 [略]

2 前項の場合において、経済産業大臣は、前条第二項の規定により登録された同条第一項の情報の内容又は同条第四項の規定により提出された特定原産品であることを明らかにする資料の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者(以下この項において「発給申請者等」という。)に対して必要な報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、経済産業大臣は、前条第二項の規定により登録された同条第一項の情報の内容又は同条第四項の規定により提出された特定原産品を明らかにする資料の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第一種原産品誓約書交付者(以下この項において「発給申請者等」という。)に対して必要な報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中採石法施行規則第八条の十九第二項の次に二項を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定及び同令様式第十九の改正規定並びに第二十五条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八条の次に二条を加える改正規定及び同令様式第四の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。